

鹿沼市後援に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、鹿沼市が行う後援について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 後援 イベント等において用いるパンフレット、チラシ、看板等（以下「掲示物等」という。）の後援欄に鹿沼市の名義を用いることをいう。

(2) イベント等 市以外のものが行うイベント、競技会、集会、展示会、博覧会、講演会その他これらに類する催しをいう。

(後援申請の手続等)

第3条 イベント等において後援を受けようとする者は、後援を受けようとするイベント等（後援の申請をする日から1年以内に開催されるものに限る。）の開催日の原則1月前までに、後援（変更）申請書（様式第1号。次項において「申請書」という。）を市長に提出し、その市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が必要がないと認めるときは、申請書の提出を省略することができる。

2 申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

(1) イベント等の開催目的、期間、場所、内容等要旨がわかる資料

(2) イベント等実施のための収支予算がわかる資料

(3) イベント等の実施者が任意団体である場合にあっては、団体の概要がわかる資料

(4) その他市長が審査に必要と認める資料

3 市長は、第1項の規定による申請（以下「申請」という。）の内容が、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、同項の承認（以下「承認」という。）をすることができる。

(1) 公益性があり、かつ、市の施策の推進に寄与するものである場合

(2) 公序良俗に反しないイベント等又は後援をすることで市が社会的な非難を受けるおそれがないイベント等に関するものである場合

(3) 特定の宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでない場合

(4) 政治目的ではない場合

(5) 営利を主たる目的とするものでない場合

(6) 特定の団体、製品等の宣伝に利用されるおそれがない場合

(7) イベント等の主催者が明確である場合又は当該主催者がその責任を果たす

に足る能力を有している場合

(8) イベント等における公衆衛生、災害防止等について、必要な環境、設備等を有し、必要な措置が講じられている場合

(9) イベント等の開催場所について、主催者が使用する権原を有している場合

(10) 原則として鹿沼市民を対象として行うものである場合

(11) 原則として鹿沼市の区域内で開催されるものである場合

(審査等)

第4条 市長は、申請を受けた場合は、速やかにその内容を審査し、承認又は不承認の決定をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による審査（次項において「審査」という。）に必要があると認める場合は、当該審査に係る申請者に報告若しくは資料の提出を求め、又はイベント等の開催場所を実地に調査することができる。

3 市長は、審査の結果を後援承認通知書（様式第2号）又は後援不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない。この場合において、不承認の通知をするときは、市長は、当該不承認の理由を付して通知しなければならない。

(変更申請)

第5条 承認を受けた者は、当該承認に係る申請の内容を変更しようとする場合は、当該変更に係るイベント等の開催日の10日前までに、後援（変更）申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認める場合はこの限りでない。

2 第3条第3項及び前条の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

(後援の制限)

第6条 承認（前条第1項の承認を含む。以下同じ。）を受けた者は、承認を受けたイベント等において、当該承認を受けた掲示物等についてのみ、当該承認を受けた方法により名義の使用をすることができる。

(後援の効果)

第7条 後援は、承認を受けたイベント等について、市が賛同の意思を表示するものであり、当該イベント等に対する金銭的、人的及び物的な支援等を約束するものではないものとする。

(承認を受けた者の責任)

第8条 承認を受けた者は、承認を受けたイベント等を行うに当たり、市の信用を失墜させる行為をしてはならない。

2 後援をしたイベント等において、承認を受けた者が他者に損害を与えた場合は、その責任において必要な賠償をしなければならない。

(承認の取消し)

第9条 承認後、この要綱に違反する事実が明らかになった場合その他後援をすることが不適當であると認められる事情が生じたときは、市長は、当該承認の取消しをし、その旨を後援承認取消通知書(様式第4号)により当該取消しに係る後援の承認を受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 後援に係るイベント等が終了した場合は、その実績等について、後援事業実績報告書(様式第5号)により、市長に報告しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、後援について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

前 文(抄)(令和2年11月27日告示第225号)

この告示は、令和2年11月27日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

申請者 住 所

団体名

代表者職・氏名

印

電話番号

後援（変更）申請書

下記のとおり事業を実施しますので、後援されますよう申請いたします。

記

1 事業名	
2 主催者	
3 開催日時	
4 会場	
5 料金徴収の有無	有（ 円） ・ 無
6 事業目的	
7 後援名義を使用する掲示物等	
8 添付資料	<input type="checkbox"/> 開催概要 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
9 その他の後援先	
10 問合せ先 （申請者と同じ場合は記載不要）	住所 〒 氏名 電話番号
11 備考	

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長

後援承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援名義の使用について、下記のとおり承認します。

記

1 後援を承認する事業

2 開催日時

年 月 日（ ）

3 会 場

4 承認の条件

- (1) 事業計画に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (2) 事業の実施に当たって、本市が後援することに適しない行為があったときは、承認を取り消すことがあります。
- (3) 当該イベント等の開催場所の提供、経費の支援その他の名義使用以外の後援をするものではありません。

部 課 係 担当： TEL FAX

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長

後援不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった後援については、下記の理由により承認
できません。

記

- 1 後援の申請があった事業
- 2 開催日時
- 3 理 由

様式第4号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長

後援承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した後援については、下記の理由により取り消します。

記

- 1 後援の申請があった事業
- 2 開催日時
- 3 取消理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

鹿 沼 市 長 宛

申請者 住 所

団体名

代表者職・氏名

印

後援事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で後援の承認がありました事業について、
下記のとおり終了したので報告します。

記

1 事業名	
2 主催者	
3 開催日時	
4 会場	
5 参加者数	
6 添付資料	
問合せ先 7（申請者と同じ場合は記載不要）	住所 〒 氏名 電話番号
8 その他	